



目次

規 則	ページ
◎高知県契約規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（2件）（治山林道課）	1
○土地収用法に基づく事業の廃止（用地対策課）	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程	1
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	2

規 則

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月22日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第10号

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項第2号中「年2.5パーセントの割合をもって」を「当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第208号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。
令和6年3月22日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
医療法人彩光会 安芸市東浜字ミヤケダ60-3 令6・2・1
安芸やまもと歯科

高知県告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。
令和6年3月22日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日
安芸やまもと歯 安芸市東浜字ミヤケダ60-3 令6・1・31
科

高知県告示第210号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
令和6年3月22日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和36年5月農林省告示第534号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに大豊町役場に備え置いて縦覧に供す

る。)

高知県告示第211号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
令和6年3月22日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和36年8月農林省告示第787号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに安田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第212号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第30条第1項前段の規定により事業の全部を廃止したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなった旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和6年3月22日

高知県知事 濱田 省司

1 起業者の名称

四万十町

2 事業の種類

四万十町文化的施設整備事業

3 収用し、又は使用する必要がなくなった土地の区域

起業地の全部

4 事業認定の告示の年月日及び番号

令和5年6月23日

高知県告示第355号

公営企業局管理規程

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和6年3月22日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第4号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号中「年2.5パーセントの割合をもって」を「当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率（第29条第3項において「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて」に改める。

第29条第3項中「年2.5パーセントの割合をもって」を「当該契約を締結した日における財務大臣が決定する率を乗じて」に改める。

附 則

この規程は、令和6年3月22日から施行する。



高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月22日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第5号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「前条第1項の表」を「第4条第1項の表」に改め、同条を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

（薬剤師の初任給調整手当）

第4条の2 病院に勤務する薬剤師である職員に対しては、採用の日から15年以内の期間、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の初任給調整手当を支給する。

期間の区分	金額
1年未満	50,000円
1年以上2年未満	50,000円
2年以上3年未満	50,000円
3年以上4年未満	46,000円
4年以上5年未満	42,000円
5年以上6年未満	38,000円

6年以上7年未満	34,000円
7年以上8年未満	30,000円
8年以上9年未満	26,000円
9年以上10年未満	22,000円
10年以上11年未満	18,000円
11年以上12年未満	14,000円
12年以上13年未満	10,000円
13年以上14年未満	6,000円
14年以上15年未満	3,000円
備考 この表において「期間の区分」欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。	

2 前項に規定する職員の初任給調整手当の支給方法等は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員のうち同条例第9条の2第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める職に採用された職員の例による。

第20条の5中「第4条の2」を「第4条の3」に改める。

附則第17項中「初任給調整手当の額については」を「病院に勤務する医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する初任給調整手当の額は」に改め、附則第18項中「前項の規定にかかわらず」を「第4条の2及び前項に規定するもののほか」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。